

## 岐阜県の「水防災意識社会 再構築ビジョンに基づく取組み」について

### 1 本県の治水対策

本県では、平成19年に県内の主要な5つの流域について「岐阜県新五流域総合治水対策プラン（以下「治水対策プラン」という。）」をとりまとめ、ハード対策とソフト対策を県民協働で推進している。

また、この治水対策プランは、各流域において、市町村長、学識者、水防団長（消防団長）、河川利用者代表（漁業協同組合長、団体代表）、国機関の長からなる「各流域新五流総地域委員会」と5流域を対象に学識者等からなる「新五流総フォローアップ委員会」を設け、治水対策プランが円滑かつ効果的に実施できるよう提案助言を受け、進めている。

一方、平成27年9月関東・東北豪雨による河川の氾濫や沿川市町の災害状況を踏まえ、河川の整備や維持・管理に関する課題、避難や災害時の拠点機能に関する課題などに対し、本県の状況を点検し検証を行い、平成27年11月に県や市町村がとるべき対策をとりまとめたところである。

### 2 「水防災意識社会 再構築ビジョンに基づく取組み」について

国は、今後、関東・東北豪雨による水害のような、施設では守りきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備えるため、平成32年度を目標に水防災意識社会を再構築するための取組を推進することとした。

本県も、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組を推進すべく、本県の治水対策や関東・東北豪雨の検証を合わせ、以下に示す減災のための目標を共有し、各流域において「水防災意識社会 再構築ビジョンに基づく取組み」を作成し、取組みを進める。

このうち、ハード対策は治水対策プランを引続き進めることとする。そして、庄川流域、九頭竜川流域、矢作川流域については、それぞれ宮川（神通川）流域、長良川流域、土岐川流域に合わせソフト対策を検討し進めることとする。

#### ■減災のための目標

岐阜県では、平成19年度に「岐阜県新五流域総合治水対策プラン」をとりまとめ、河川管理者（県）、市町村、県民により、ハード対策とソフト対策を協働で行い、地域の確かな安全・安心に向けた強靱な県土づくりを推進している。

平成25年度には、治水対策プランの内容や、河川構造物の長寿命化・耐震化対策や「清流の国ぎふ」づくりに向けた川づくりなど新たな課題への対応も含めた見直しを行っている。

また、平成27年9月関東・東北豪雨による災害を踏まえ、河川の整備や維持・管理に関する課題、避難や災害時の拠点機能に関する課題などに対し、本県の状況を点検し検証を行い、県や市町村がとるべき対策をとりまとめた。

こうした本県の水害に対する方針のもと、平成32年度までに達成すべき減災のための目標は次のとおりとする。

- 住民が自らリスクを察知し主体的な避難行動がとれるよう、自助・共助・公助による地域防災力の再構築を目指す。
- 氾濫被害を軽減し早期に生活が回復できるよう、社会経済被害の最小化を目指す。